

年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理のポイント

- 今後は以下に示す各論点について、担当省庁においてさらに検討を進め、税制抜本改革法の規定に基づき、可能なものから速やかに実施する。

I. 総論

- ・ 国民年金保険料の納付率は 64.5% (平成 22 年度最終納付率) に留まっている。納期限までに完納されなかった国民年金保険料のうち、約 0.2% (平成 21 年度分滞納月数ベース) に対してしか督促が実施されておらず、約 75.3% (同上) が時効消滅している状況。また、財産差押えの件数も年間 6,200 件余り (平成 24 年度) に留まっている。
- ・ 年金保険料の徴収について基本的な考え方を整理すべき。その際、「年金保険料の納付は義務である」という法律の規定に立ち返り、自主納付原則の考え方を見直すことも含め、徴収をこれまで以上に強化するという方向で検討すべき。
- ・ 今後導入が予定されている社会保障・税番号制度については、年金保険料の納付率向上や国民の利便性向上等のためにどのように活用するか、行政事務の抜本的な見直しも視野に検討する必要。

II. 国民年金保険料の納付率向上策

1 国民年金保険料の徴収の基本的考え方に関わる論点

国民年金保険料の徴収の基本的な考え方を再整理の上、その結論に従って徴収に係る制度の見直しや徴収体制の強化等を検討すべき。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| (1) 督促の促進 | (2) 強制徴収体制の強化 |
| (3) 徴収コストの滞納者負担 (延滞金等) のあり方 | |
| (4) 免除等における申請主義の見直し | (5) 年金保険料の納付機会の拡大 |

2 その他検討すべき具体的な対応策

国民年金保険料の納付率向上のため、あらゆる手段を講じるとの観点から、以下の具体的な対応策を検討すべき。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 確実かつ効率的な収納体制の強化 | (2) 関係行政機関等との連携強化 |
| (3) 雇用形態など社会経済の変化への対応 | (4) 公的年金制度に対する理解の促進 |

III. 厚生年金の適用促進策

厚生年金については、本来適用されるべきであるにもかかわらず適用されていない事業所の適用促進等を推進する必要がある。

- (1) 適用調査対象事業所の把握の推進
- (2) 把握した事業所の適用促進等
- (3) 関係機関との連携強化

IV. 国民の利便性向上策

社会保障・税番号制度の導入も一つの大きな契機としながら、国民の利便性向上について、不断に検討すべき。

- (1) 提出書類の省略
- (2) 厚生年金保険料と労働保険料の一括徴収

V. 歳入庁について

歳入庁については様々な問題点が指摘された。国民年金保険料の納付率向上等のためには、国民の意識の変化等を踏まえ保険料徴収の基本的な考え方を整理した上で対策を講ずることが必要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば納付率向上等の課題が解決するものではないとの意見で一致。